

中継貿易地域・国の再輸出を支える広域 FTA

——ASEAN・香港 FTA、星・スリランカ FTA の考察——

椎野幸平

- アジアではシンガポール・スリランカ FTA が 2018 年 5 月に、ASEAN・香港 FTA が 2019 年 6 月に発効した。
- 両 FTA はアジア域内の FTA ネットワークを拡大する上で意義がある。中継貿易地域・国ではより数多くの国が参加する広域 FTA に加盟する方が、再輸出を促進し、貿易面での効果は大きい。

アジアでは、2018 年 5 月にシンガポール・スリランカ FTA が、2019 年 6 月に ASEAN・香港 FTA (ただし、香港貿易産業局によるとインドネシア、ブルネイ、カンボジアは未批准) が相次いで発効した。香港はアジアにおいて、中国 (04 年発効)、ニュージーランド (11 年発効)、マカオ (17 年発効) の 3 カ国・地域とのみ FTA を締結しているに過ぎず、FTA の空白的な地域となっていたなか、ASEAN 全体と FTA を発効させたことは意義がある。シンガポール・スリランカ FTA は、東アジアと南アジアを接続する FTA として意義が見いだせる。一方で、香港は再輸出を主体とする中継貿易地域であり、スリランカも将来的には中継貿易国として成長する可能性を秘めている国だ。中継貿易地域・国にとっては、より広域的な FTA への加盟の方が貿易面での効果を一段と高めることを期待できる。

伝統的な内容の ASEAN・香港 FTA

ASEAN・香港 FTA の協定内容を概観しよう。同 FTA は物品貿易、原産地規則、税関手続き・貿易円滑化、衛生植物検疫 (SPS)、基準・適合性審査、貿易救済、サービス貿易、経済・技術協力、知的財産、紛争解決などから成っている。また、投資については、FTA と別枠で、投資協定を締結した。TPP のような 21 世紀型 FTA の特徴である電子商取引、労働、国有企業・競争、環境は含まれておらず、ルール分野については伝統的な FTA と位置付けられる。

物品分野については、香港は協定発効と同時にすべての関税を撤廃することを約束している。ただし、自由貿易港である香港は一般関税がそもそも無税であり、関税撤廃の恒久化を約束したことに意義があるが、追加的な関税撤廃は生まれない。

ASEAN 側は、4 段階に分けられている。第 1 に、シンガポールは、協定発効と同時にすべての関税を撤廃する (シンガポールではビール・薬用酒のみに課税)。第 2 に、タイ、マレーシア、フィリピン、ブルネイは品目総数の約 85% の品目を 10 年以内に関税撤廃、約 10% の品目を 14 年以内に関税削減する。第 3 に、インドネシア、ベトナムは約 75% の品目を 10 年以内に関税撤廃、約 10% の品目を 14 年以内に関税削減する。最後に、カンボジア、ラオス、ミャンマーについては約 65% の品目について 15 年以内に関税撤廃、約 20% の品目を 20 年以内に関税削減する。ASEAN 側の関税撤廃は、シンガポールを除き、無税化率がいずれも 9 割を下回っており、質の高い自由化とまでは言えない内容である。

シンガポール・スリランカ FTA の中身は？

次にシンガポール・スリランカ FTA を概観する。スリランカにとってはインド・スリランカ (00 年発効)、パキスタン・スリランカ (05 年発効)、南アジア自由貿易地域 (06 年発効) に続く、4 件目の FTA で、東アジア諸国と初めて締結する FTA である。

同 FTA は物品貿易、原産地規則、税関手続き・貿易円滑化、衛生植物検疫 (SPS)、貿易の技術的障害 (TBT)、貿易救済、サービス貿易、通信、投資、電子商取引、政府調達、競争、知的財産、経済・技術協力などが含まれており、包括的な章立てとなっている。スリランカにとっては、政府調達、電子商取引などを含む FTA の締結は初めてであり、今後のスリランカの諸外国との FTA 締結に弾みがつく内容と指摘できる。

物品分野では、シンガポールは協定発効とともにすべての関税を撤廃することを約束している。スリランカは、最大 15 年で品目総数の 80% の品目で関税を撤廃することを約束している。スリランカ側資料によると、発効と同時に 50% の品目で関税撤廃、1~6 年で 15% の品目で、7~12 年で 15% の品目で関税を撤廃する。一方、スリランカ政府がセンシティブ品目と位置付ける石油製品、たばこ、アルコール飲料は関税撤廃・削減の対象外としている。シンガポール政府によると、毎年、1,000 万ドル程度の関税削減効果が期待できるとしている。

中継貿易地域・国は広域 FTA で大きな利用価値

両 FTA の発効は、これまで FTA の締結が少なかった香港、スリランカが新たにアジアの FTA ネットワークに本格的に参画する動きであり、それ自体に意義がある。

一方、香港は、中継貿易地域であることが特徴である。中継貿易地域では、自国で生産された物品の輸出とともに、第三国で生産された物品を一旦輸入し、その後、異なる第三国へ再輸出することも多いことが特徴だ。香港では、第三国で生産された物品を在庫し、異なる第三国の需要に応じて在庫を切り分けて輸出する在庫分割が広く行われている。例えば、中国で生産した物品を香港で在庫し、在庫の一部を分割してベトナムやフィリピンに輸出するケースなどが該当する。実際に香港の輸出総額に占める再輸出の比率は実に 98.8% (2019 年) に及ぶ。

スリランカは、再輸出比率については 3% 程度と低いものの、将来的には地理的優位性を活かし、再輸出国として成長する可能性を秘めている。東南アジアで生産された物品をスリランカで在庫し、在庫の一部を分割してインドなどに再輸出するケースなどが想定される。

ASEAN・香港 FTA、シンガポール・スリランカ FTA ではともに、原産地証明手続きとして第

三者証明制度が採用されている。第三者証明制度のもと、在庫分割を行うと、FTA で規定される直送基準に違反することとなるため、中継貿易地域・国が連続する (2 枚目の) 原産地証明書を発行することで、最終輸入国において FTA の特惠関税が適用されることとなる。しかし、連続する原産地証明書は輸出国が発行する (1 枚目の) 原産地証明書に基づいて、中継貿易地域・国が発行するため、輸出国、中継貿易地域・国、最終輸入国が同一の FTA に加入して初めて可能になる仕組みである。

そのため、前述の中国で生産された物品を香港で在庫分割し、ベトナムとフィリピンに再輸出するケースでは、中国とベトナム・フィリピン間には ASEAN・中国 FTA が発効しているものの、香港は加盟していないため、ASEAN・香港 FTA 発効後も、香港で在庫分割を行うと ASEAN・中国 FTA の特惠関税を享受できないこととなる。

同様に、ASEAN で生産された物品をスリランカで在庫分割し、インドに輸出するケースでは、ASEAN とインド間では ASEAN・インド FTA が発効しているが、スリランカは同 FTA に加盟していないため、スリランカで在庫分割を行うと当該 FTA が利用できないこととなる。

香港は ASEAN と中国の結節点、スリランカは東アジアと南アジアの結節点としての役割がある。そのため、中継貿易地域・国は二国間 FTA よりも多数の近隣諸国が加盟する広域 FTA に加盟する方が、再輸出を促進し、貿易面での効果は大きい。ASEAN・香港 FTA は広域 FTA ではあるが、中国が加盟していないため、ASEAN 各国と中国間で物品の在庫分割を香港で行う場合に、同 FTA が利用できない点が課題となる (ASEAN 各国間で物品の在庫分割を香港で行うことは可能)。ASEAN・香港 FTA ではなく、ASEAN・中国 FTA に香港が加盟したならば、より大きな貿易面での効果を得られると指摘できる。

香港、スリランカがアジアの FTA ネットワークに積極的に参画してきたことの意義は大きい。一方で、中継貿易地域・国は数多くの国が参加する広域 FTA に加盟してこそ利用価値が高まることから、ASEAN・香港 FTA やシンガポール・スリランカ FTA をビルディング・ブロックとして、今後、香港とスリランカは RCEP など地域大の FTA に加入していくことが求められる。

(しいの こうへい/拓殖大学)